

【医療保険給付対象サービス料金表】

A) 訪問看護基本療養費(1日につき)

a 訪問看護基本療養費(Ⅰ)(自宅)

イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合(ハを除く)

(1) 週3日まで 5,550円

(2) 週4日目以降 6,550円

ロ 准看護師による場合

(1) 週3日まで 5,050円

(2) 週4日目以降 6,050円

ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合

12,850円

b 訪問看護基本療養費(Ⅱ)(有料老人ホーム等)

同一日の同一建物の訪問看護については2人目までは同一建物意外と同じ点数を算定するが、3人目以上の場合、1人目から同一建物の点数を算定する。

1、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合(ハを除く)

イ 同一日に2人

(1) 週3日目まで 5,550円

(2) 週4日目以降 6,550円

ロ 同一日に3人以上

(1) 週3日目まで 2,780円

(2) 週4日目以降 3,280円

2、准看護師による場合

イ 同一日に2人

(1) 週3日目まで 5,050円

(2) 週4日目以降 6,050円

ロ 同一日に3人以上

(1) 週3日目まで 2,530円

(2) 週4日目以降 3,030円

ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合

12,850 円

C 訪問看護基本療養費（Ⅲ）（入院中の外泊）

8,500 円

【加算部分】

特別地域訪問看護加算	基本療養費の 50/100
難病等複数回訪問看護加算	
1 日に 2 回の場合	4,500 円
1 日に 3 回の場合	8,000 円
退院支援指導加算	6,000 円
長時間訪問看護加算(週 1 日を限度)	5,200 円
乳幼児加算・幼児加算(1 日につき)	1,500 円
複数名訪問看護加算	
イ、所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の看護師等(准看護師を除く。)と同時に指定訪問看護を行う場合。	4,300 円
ロ、所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合。	3,800 円
ハ、所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合。(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)	3,000 円
ニ、所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合。(別に厚生労働大臣が定める場合に限る。)	
(1) 1 日に 1 回の場合	3,000 円
(2) 1 日に 2 回の場合	6,000 円
(3) 1 日に 3 回以上の場合	10,000 円
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円
深夜訪問看護加算	4,200 円
緊急訪問看護加算	2,650 円

B)訪問看護管理療養費

1、月の初日の訪問の場合	7,400 円
イ) 機能強化型訪問看護管理療養費 1	12,400 円
ロ) 機能強化型訪問看護管理療養費 2	9,400 円
ハ) 機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,400 円

2、月の2日目以降の訪問の場合(1日につき)

2,980 円

【加算部分】

24時間対応体制加算	6,400 円
特別管理加算(月1回を限度)	2,500 円
重症度の高い者として別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者	5,000 円
退院時共同指導加算(当該退院又は退所につき1回限り)	8,000 円
特別管理指導加算	2,000 円
退院支援指導加算	6,000 円
在宅患者連携指導加算(月1回に限り)	3,000 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算(月2回に限り)	2,000 円

C) 訪問看護情報提供療養費 1・2・3 1,500 円

D) 訪問看護ターミナルケア療養費 1 25,000 円

訪問看護ターミナルケア療養費 2 10,000 円

備考：加算部分は算定条件に該当した場合に適用されます。

個人負担は保険種別や公費負担適用の場合で異なります。